

令和7年度 教育職員の給与改定等について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）の一部を改正する法律が公布され、令和8年1月1日から関係する規定が施行される。

あわせて、公立義務教育諸学校の教職員の給与費は、義務教育費国庫負担法に基づき国がその3分の1を負担しているところ、法改正の趣旨である教師の処遇改善を図る観点から、文部科学省は法改正事項に限らず、国庫負担金の算定基準を変更することとしている。

以上を踏まえ、本市における教育職員の給与制度を以下のとおり改正する。

1. 教職調整額

教育職給料表(1)(2)適用者について、以下のとおり、段階的に引き上げる。

施行日	現行	R8.1.1	R9.1.1	R10.1.1	R11.1.1	R12.1.1	R13.1.1
支給率	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%

指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者という。）を支給対象外に変更する。

なお、この変更に伴う取扱いは以下のとおりとする。

- ・被認定者には、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合に限り時間外勤務を命じることができるものとし、超過勤務手当を支給する。
- ・月の途中に認定を受ける場合若しくは認定を受けなくなる場合は、給料月額を支給方法に準じて教職調整額を日割で支給する。

（参考）被認定者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例第4条の2に規定する特例（いわゆる「ピーク時特例」）の対象となる。

2. 義務教育等教員特別手当

法改正により、新たに校務類型に応じて支給する手当となったことから、本市においても、給料表・職務の級・号給に応じた「基礎額」と、校務類型に応じた「加算額」に分類して制度設計を行う。

なお、文部科学省は全体の基礎額を引き下げた上で、学級担任に一定の額を加算する設計にて国庫算定基準を変更されるが、本市においては、学級担任に限らず他の校務を分掌する教育職員に対しても加算額を支給することとし、以下のとおりとする。

(1) 基礎額

教育職給料表(2)適用者の基礎額について、加算額の原資相当分として 1,200 円を減額し、別紙のとおりとする。

(2) 加算額

教育職給料表(2)の適用者のうち校務を分掌する教育職員について、加算額として 1,200 円を新たに支給する。

3. 教員特殊業務手当

以下の支給対象業務に休日に従事した場合における支給要件を改正する。

① 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

現行		改正後	
従事した時間	手当額	従事した時間	手当額
7 時間 45 分以上	8,000 円 (16,000 円)	4 時間以上	8,000 円 (16,000 円)
5 時間以上	4,000 円 (8,000 円)		

※ 括弧書きは、被害が特に甚大な非常災害にかかる手当額

② 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務及び児童又は生徒に対する緊急の補導

現行		改正後	
従事した時間	手当額	従事した時間	手当額
7 時間 45 分以上	7,500 円	4 時間以上	8,000 円
5 時間以上	3,750 円		

4. 施行日

令和 8 年 1 月 1 日

ただし、「1. 教職調整額」にかかる指導改善研修被認定者の改正については、施行日以後、新たに認定を受ける者から適用する。